

広島県告示第二百五十八号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和六年三月十二日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	特定農業用ため池の名称
広島県東広島市	鳴川（3）池（別表一のとおり）

別表一は、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。